

子育て施設等のご案内

～保育園・幼稚園・子育て支援の概要～



令和5年度版 岡谷市

～目 次～

1 保育園・認定こども園（2号・3号認定）

(1) 保育園とは.....	3
(2) 認定こども園とは.....	3
(3) 給付認定と保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）について.....	3
(4) 保育園・認定こども園（2号・3号認定）へ入園できる基準.....	5
(5) 保育料.....	6
(6) 保育の必要性のない方の入園（交流保育）について.....	10
(7) 施設の概要.....	11

2 幼稚園・認定こども園（1号認定）

(1) 幼稚園とは.....	14
(2) 認定こども園の1号認定児（幼稚園部分）の生活について.....	14
(3) 幼稚園・認定こども園（1号認定）へ入園できる基準.....	14
(4) 市内の私立幼稚園・認定こども園の概要.....	14
(5) 授業料（保育料）.....	15
(6) 2歳児クラスの保育.....	15
(7) 3歳以上児の給食（副食費）の減免について.....	15
(8) 幼稚園の預かり保育（長時間保育）について.....	16

3 認可外保育施設

(1) 認可外施設利用について.....	17
----------------------	----

4 子育て支援サービス

(1) 妊婦一般健康診査事業.....	18
(2) 妊婦歯科健康診査.....	18
(3) 産婦健康診査.....	18
(4) 新生児聴覚検査.....	18
(5) 乳児家庭全戸訪問事業.....	18
(6) 授乳・育児相談等事業.....	19
(7) 産後ケア事業（短期入所型・通所型）.....	19
(8) 産後ママサポート事業.....	19
(9) 一時保育事業.....	19
(10) 病児・病後児保育事業.....	20
(11) 休日保育.....	21
(12) 子育てパパ・ママリフレッシュ事業.....	22
(13) 地域子育て支援拠点事業.....	22
(14) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）.....	23
(15) ファミリー・サポート・センター事業.....	23
(16) 学童クラブ事業.....	23
(17) 発達支援事業.....	24

1 保育園・認定こども園（2号・3号認定）

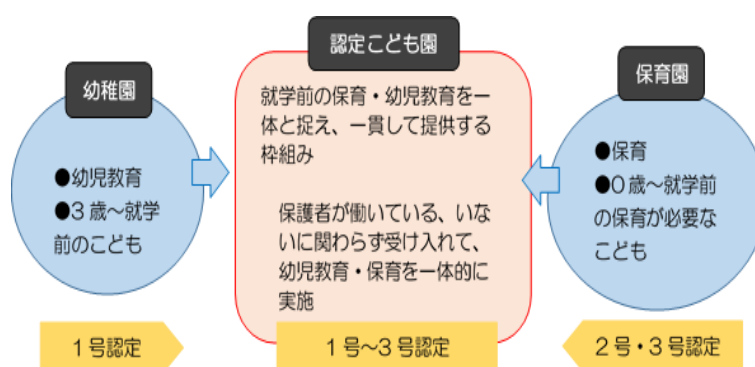
(1) 保育園とは

保育園は、法律で「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする施設」と定義され、「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、当該児童を保育所において保育しなければならない」ことが義務付けられています。

保育園はお子さんの保護者が就労、疾病、病人等の看護により、ご家庭でお子さんの保育をすることができない場合、保護者に代わって日々保育する施設です。

(2) 認定こども園とは

保護者の就労、出産期、家庭での看護、介護等の状況に関わらず、全ての子どもを受け入れ、幼児教育と保育を一体的に実施する保育園と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。保護者の就労環境等が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特徴となります。



(3) 給付認定と保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）について

1. 給付認定とは？

子ども・子育て支援新制度に基づき、保育園等を利用する場合には「教育・保育給付認定」と呼ばれる手続きが必要になります。給付認定とは、子どもの年齢や利用時間の希望、保護者の就労等の状況により、その区分をあらかじめ認定するものです。保育園を利用できるのは、3つの区分のうち「2号認定」「3号認定」の方になります。

給付認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	不要	認定こども園（教育認定） 幼稚園
2号認定	3～5歳	必要	認定こども園（保育認定） 保育園
3号認定	0～2歳	必要	認定こども園（保育認定） 保育園 小規模保育園、事業所内保育園など

2. 保育の必要量とは？

給付認定を受けた方は、さらに保育の必要量によって『保育標準時間』と『保育短時間』の2つの利用時間に分けられます。保育標準時間は1日11時間までの保育、保育短時間は1日8時間までの保育を受けることができます。この利用区分は、保育を必要とする事由や保護者の希望などにより、市が認定します。



ワンポイント！

- ★『2号認定』・『3号認定』を受け、保育園を利用される方は、保育の必要量によって、『保育標準時間認定』と『保育短時間認定』の2つの区分に分けられます。
- ★保育標準時間は保護者いずれも月120時間以上の就労条件を満たす場合に選択可能となります。どちらかが120時間未満だと保育短時間認定となります。
- ★月120時間は、週5日勤務で1日6時間程度の就労になります。
- ★それぞれの認定時間を超えて保育園を利用したい場合は、別途長時間保育の申請が必要になります。金額や内容につきましては、別紙長時間使用料でご確認下さい。
- ★就労時間の変更等による保育利用認定時間（保育標準時間・保育短時間）の変更は年度の途中でも可能です。ただし、申請の翌月からの変更となります。



(4) 保育園・認定こども園（2号・3号認定）へ入園できる基準

保育園・認定こども園（保育認定）にお子さんを預けるためには、保護者が下記の「保育が必要な事由」のいずれかに該当していることが必要となります。

「保育時間（保育標準時間：最長 11 時間保育／保育短時間：最長 8 時間保育）」と「通園できる期間」はそれぞれ事由によって異なります。

保育が必要な事由		保育時間	通園できる期間
1. 就労	日常の家事以外に居宅内・居宅外で月 48 時間以上就労している	保育標準時間 （※月 120 時間以上の就労） 保育短時間 （※月 48 時間以上 120 時間未満の就労）	就労している期間
2. 妊娠・出産	妊娠中や出産後間もない	保育標準時間 （※保育短時間も選択可）	産前3か月から産後2か月が経過する月の末日まで
3. 疾病・障がい	保護者が疾病、負傷、身体や精神に障がいがある	実情に応じる	医師が認めた期間
4. 介護・看護	同居の親族（長期入院等の親族含む）を常時、介護・看護している	実情に応じる	医師が認めた期間
5. 災害の復旧	災害、火災その他の災害の復旧にあたっている	保育標準時間 （※保育短時間も選択可）	復旧に必要なとされる期間
6. 求職活動	継続して求職活動（起業準備含む）している ※児童 1 名につき 1 回限りとなります	保育短時間	最長で 90 日経過する日が属する月の末日
7. 就学	就学している、又は職業訓練校等で訓練を受けている （※趣味のカルチャースクールや講座等を除く）	就学時間に準じる	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日
8. 虐待・DV	虐待や DV の恐れがあり、保育が必要な場合	保育標準時間 （※保育短時間も選択可）	実情に応じる
9. 育児休業中	育児休業取得時に既に保育を利用しているお子さんがあり、継続利用が必要な場合（※原則 3 歳以上児に限る）	保育短時間	実情に応じる
10. その他	上記に類する状態として市長が認める場合	実情に応じる	実情に応じる



- ◆保護者のいずれもが要件に当てはまる必要があります。お父さんが就労していて、お母さんがどの要件にも当てはまらない場合は、入園できないこととなります。
- ◆9の育児休業は、上のお子さんが保育園に入園されていて、下のお子さんが生まれ育児休業を取得した場合、上のお子さんが継続して入園できるものです。ただし、上のお子さんが3歳以上の場合に限り（3歳未満の継続利用は原則できません）。

(5) 保育料

保育料は、国の基準を参考に各市町村が定めます。岡谷市の保育料及び給食費は以下のとおりです。
なお、令和元年10月から3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償化されています。

1 3歳以上児の保育料について

3歳児から5歳児までの保育料は無料です。

※市民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの子どもの保育料も無料です。

※保育料が無料になる条件として、5ページに記載の(4) 保育園・認定こども園(2号・3号認定)へ入園できる基準に該当する必要があります。

○3歳児から5歳児までの保育料が無料になる期間は、満3歳になった後の4月1日(年少)から小学校入学前(年長)までの3年間です。

○給食費(副食費等)、保護者会費、行事費等は、保護者の負担となります。

2 3歳以上児の給食費について

公立保育園の給食費(月額)は、副食費4,500円とパン代680円の合計5,180円となります。

※ごはんが主食の日(週3回)は、各家庭から持参していただきます。

私立保育園等の給食費については、施設ごと設定金額が異なりますので、直接施設へお問い合わせ下さい。

○給食費は、公立保育園は岡谷市への支払い、私立保育園等は各施設への支払いとなります。

3 3歳以上児の給食費(副食費)の減免について

<3～5歳児の副食費の減免制度>

減免対象となる子ども	副食費の支払い額
(1) 年収360万円未満相当(同一世帯員の市民税所得割額の合計が77,101円未満の世帯)の世帯の全ての子ども(国制度)	0円(免除)
(2) (1)以外の世帯で、同一世帯の第3子以降の子ども(市制度)	0円(免除)
(3) (1)以外の世帯で、同一世帯の第2子の子ども(市制度)	2,250円(50%減免)

※減免制度は公立、私立共通となりますが、副食費分のみ適用となります。(減免上限額4,500円)

公立例：上に中学1年生、小学4年生の兄弟がおり、公立保育園に通う第3子の年長児さんの場合
⇒副食費0円(免除) + パン代680円 月々の支払額680円

私立例：上に小学4年生の兄がおり、副食費が4,500円、主食費が1,000円の私立保育園に通う
第2子の年中児さんの場合⇒副食費2,250円(50%減免) + 主食費1,000円 月々の支払額
3,250円

4 3歳未満児の保育料について

●3号認定（保育所・地域型保育等を利用）の利用者負担額 【3歳未満児】

階層	階層区分	おおよその 世帯年収	岡谷市の保育料		
			標準時間	←(差額)→	短時間
第1	生活保護法による被保護世帯	万円/年	円/月 0	円 0	円/月 0
第2	市民税非課税世帯	~260	0	0	0
	かつ母子世帯等		0	0	0
第3	市民税所得割額 48,600 円未満	220~	19,500	(1,000)	18,500
	かつ母子世帯等	300	7,000	0	7,000
第4	市民税所得割額 48,600 円以上 97,000 円未満	300~ 420	30,000	(3,000)	27,000
	市民税所得割額 48,600 円以上 77,101 円未満の母子世帯等		7,000	0	7,000
第5	市民税所得割額 97,000 円以上 169,000 円未満	420~ 660	42,000	(4,000)	38,000
第6	市民税所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	660~ 900	59,000	(5,000)	54,000
第7	市民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	900~ 1,100	66,000	(6,000)	60,000
第8	市民税所得割額 397,000 円以上	1,100 以上	72,000	(7,000)	65,000

※母子世帯等とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、母子または父子家庭として認定された世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯（※該当となる場合には条件があります。詳しくは子ども課までお問い合わせ下さい）。

★ 3歳以上児の給食費減免階層区分と、3歳未満児の保育料階層区分は保護者の市民税所得割課税額によって決定します。

階層区分は、毎年6月の市民税確定を受けて決定します。8月までは前年度の市民税所得割額、9月以降は当年度の市民税所得割額で決定されます。そのため、入所月によって階層決定に用いる税額に違いがあります。また、年度の途中で保育料が再算定されるため、世帯によっては保育料や給食費が変更となる場合があります。



5 3歳未満児保育料の減免 ※保育料の減免については年度ごと変更になる可能性があります。

区分		多子軽減	母子世帯等の軽減
全ての階層		同時入所第2子のお子さんは半額 同時入所第3子以降のお子さんは無料	【国】
第2階層		同右	【国②】
第3階層		きょうだいの年齢に関わらず、 第2子のお子さんは半額	きょうだいの年齢に関わらず、 第2子以降のお子さんは無料
第4階層	所得割額 57,700円未満	第3子以降のお子さんは無料	【国①】
	所得割額 77,101円未満	きょうだいの年齢に関わらず、 未満児の第3子以降のお子さんは 月額6,000円を軽減	【県】
	所得割額 97,000円未満		
第5階層～第8階層			同左

※全ての階層に適用される【国】の制度は、第2階層～第4階層で適用される【国①】または【国②】の制度との併用はできません。

※同時入所2番目かつ第3子以降のお子さんの場合は、半額軽減に加え、月額6,000円軽減【県】との組み合わせが可能です（保育料が6,000円以下の場合は、その保育料を上限とする）。

ポイント!

- ★同時入所は、児童の兄弟が保育園以外に、幼稚園、認定こども園等に通園している場合も該当します。
- ★減免は国の制度（同時入所）が第一優先になります。同時入所かつ第3子以降のお子さんがいらっしゃる場合は、国の制度に加え、県の制度も適用となります。

6 長時間保育料

通常の保育時間を上回って、保育を必要とするお子さんを預かるサービスです。

“仕事の都合で、保育短時間の8時間利用に加えてあと30分利用したい”などの場合に利用できるもので、岡谷市内の保育園と認定こども園は30分単位で料金が設定されています。

●公立・信学会東堀こども園の使用料

階層	使用料（30分あたり）	
	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	円/月 無料	円/月 無料
第2階層	無料	無料
第3階層	200	200
第4階層	600	400
第5階層	800	500
第6階層	1,000	600
第7階層	1,400	800
第8階層	1,700	1,000

ポイント!

- ★公立保育園の長時間保育料は市が金額を設定し、市が徴収しますが、私立保育園の長時間保育料は園が独自に金額を設定し、園が直接徴収します。
- ★公立保育園では、10時間まで保育サービスを利用する方は保育短時間を、10時間以上利用する方は保育標準時間を選択すると経済的に有利となる設定としてあります。（3歳未満児の場合のみ）
- ★新規申込や申請内容の変更は年度の途中でも可能です。ただし、申請の翌月からの変更となります。
- ★長時間保育料については、減免制度がありません。
- ★緊急保育使用料(スポット使用料)は、30分あたり1回100円となります。（第1・第2階層は無料）

7 私立保育園の延長保育

私立保育園等は保育園ごと、独自に設定されています。

●聖ヨゼフ保育園岡谷の使用料

区分	徴収する時間帯	使用料(円/月)
朝	午前 7:30~午前 8:00	500
夕	午後 4:00~午後 4:30	500
	午後 4:00~午後 5:00	1,000
	午後 4:00~午後 5:30	1,500
	午後 4:00~午後 6:00	2,000
	午後 4:00~午後 6:30	2,500
	午後 4:00~午後 7:00	3,000
	午後 4:00~午後 7:30	3,500
	午後 6:30~午後 7:00	500
標準時間	午後 6:30~午後 7:30	1,000
契約時間外保育	30分につき	200

●ひまわり保育園の使用料

区分	徴収する時間帯	使用料 年齢区別なし
朝	午前 7:00~午前 8:30	1,500
	午前 7:30~午前 8:30	1,000
	午前 8:00~午前 8:30	500
夕	午後 4:30~午後 5:00	500
	午後 4:30~午後 5:30	1,000
	午後 4:30~午後 6:00	1,500
	午後 4:30~午後 6:30	2,000
	午後 4:30~午後 7:00	2,500
	午後 4:30~午後 7:30	3,000
	標準時間	午後 6:00~午後 6:30
	午後 6:00~午後 7:00	1,000
	午後 6:00~午後 7:30	1,500
契約時間外保育	30分につき	250

※私立保育園では、時間外保育として仕事・通院等急な事情に応じられるよう保育しております。
詳しくは園にお問い合わせ下さい。
※第1・第2階層は無料となります。



未満児保育で長時間・延長保育をお使いになる場合

使用する時間帯によっては標準保育より短時間保育に長時間・延長保育を利用した方が利用負担額が少なくなることもあります。保育料(標準・短時間)の差額を確認して頂き長時間・延長保育の料金を照らし合わせて計算してみてください。

なお、多子世帯等の減免は、長時間保育料には適用されません。

8 保育料等算定の目安

給与所得者の方には、毎年6月頃に下記のような通知書がお勤め先から配布されます。お手元があれば、ご自身で階層と保育料の見込みの目安をつけることができます。

平成00年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の 合算所得区分	営業 農業 不動産 配当 雑所得 雑損失	課税標準	総所得 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当 先物取引	税額	税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 税額控除前所得割額④ 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額⑧ 控除不足額⑨ 既充当額⑩ 既納付額⑪ 差引納付額⑬-⑩-⑪ 変更前税額⑫ 増減額(⑬-⑫) 変更
所得控除	雑損控除 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料	障害・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎	控除	控除	扶養親族区分 本人区分	税額	
(備考)	住宅借入金特別税額控除						

税額控除前所得割額④から税額控除額を控除した額で階層、保育料を算定します。次の税額控除がない方は、所得割額⑥がその額となります。

【保育料の算定に適用しない税額控除】 配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除

※例えば、住宅ローン減税などの控除を受けている方は、⑥の所得割額が安くなっていますが、保育料の算定はそれらが控除される前の税額で決定されます。

ワンポイント!

- ★保護者ともに収入がある場合、両者の税額を合算して算定します。
- ★児童、または父母が祖父母等の扶養に入っている場合など、家庭状況によっては父母以外の税額を合算する場合もあります。
- ★税が未申告の場合など、子ども課で税額を確認できない場合は、暫定的に最高額の保育料とさせていただきますことがあります。税の申告がお済みでない方は、必ず申告を行ってください。
- ★令和5年1月1日以降に岡谷市へ転入された方で、システムによる税額取得が出来ない場合は、令和5年度の課税証明書または市県民税決定通知書等、税額が確認できるものの提出をお願いする場合があります。

(6) 保育の必要性のない方の入園（交流保育）について

「保育を必要とする事由」に該当されないご家庭又は該当しなくなったご家庭は、原則的に入園が認められません。ただし、保育園の定員に余裕がある場合は、下記の条件により「交流保育児童」として受け入れを行います。

交流保育を希望される方は、1号認定を受ける必要があります。申込については、保育園または子ども課まで申し出ください。

- ◆定員に余裕のある公立保育園で3歳以上児のみ受け入れを行います。
- ◆利用料は保育料が月額9,000円、給食費が5,180円（副食費減免なしのお子さんの場合）の合計14,180円となります。
- ◆給食費は、『3 歳以上児の給食費（副食費）の減免について』（6ページ）の減免制度があります。
- ◆利用時間は保育短時間認定の利用時間（8:00～16:00）となります。

《保育園における個人情報の取扱い》

- お子さんとその保護者などに係る個人情報は、以下の目的のため必要最小限の範囲内において使用しますので、同意いただきますよう、お願いします。
- 緊急連絡網の作成に利用します（震災時・非常時お迎え訓練等）
- 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園にあたり入学予定の小学校との間で情報を共有させていただきます。
- 他の保育園等へ転園する場合、他の施設との間で必要な連絡調整をさせていただきます。
- 緊急時において、病院その他の関係機関に対し必要な情報提供をさせていただきます。



(7) 施設の概要

保育園・幼稚園等の位置



岡谷市内には、13の公立保育園と2の私立保育園、認定こども園と事業所内保育事業が1つずつあります。それぞれの概要は以下のとおりです。

《概要 1》

保育園名	設置主体	所在地	電話	管理者
①小口保育園	岡谷市	岡谷市銀座一丁目4-18	22-2489	園長 高田 香織
②今井保育園		岡谷市長地6189番地1	22-2935	園長 松下 美佳
③あやめ保育園		岡谷市湖畔一丁目10-3	22-2680	園長 宮澤 茂里
④川岸保育園		岡谷市川岸中二丁目7-14	22-3829	園長 橋原 浩子
⑤夏明保育園		岡谷市川岸西一丁目18-16	22-3861	園長 横内 順子
⑥成田保育園		岡谷市成田町二丁目10-6	22-2464	園長 山本 志保
⑦みなと保育園		岡谷市湊三丁目6-50	22-3566	園長 名和 雅子
⑧長地保育園		岡谷市長地鎮一丁目7-29	27-4194	園長 新村 英子
⑨若草保育園 (休園中)		岡谷市大茂町三丁目8-28	23-4811(子ども課)	子ども課
⑩西堀保育園		岡谷市堀ノ内一丁目6-4	22-7670	園長 小口 みさき
⑪神明保育園		岡谷市神明町四丁目4-11	22-4555	園長 加藤 麗
⑫横川保育園		岡谷市長地出早三丁目4-16	28-1180	園長 高橋 桂子
⑬つるみね保育園		岡谷市川岸上三丁目14-13	22-2911	園長 有賀 美千代
⑭聖ヨゼフ保育園岡谷	(福)聖母の会	岡谷市山下町一丁目1-37	24-1477	園長 林 史子
⑮ひまわり保育園	(福)ひまわり会	岡谷市長地権現町二丁目8-30	27-2816	園長 高木 美紗生
⑯信学会東堀こども園	(学)信学会	岡谷市長地御所2丁目1563	27-9366	園長 酒井 重明
⑰きらり岡谷市民病院園	(特非)きらり	岡谷市本町四丁目11-33 撫子寮1階	23-6656	園長 丸茂 桂子

《概要 2》 開所時間等

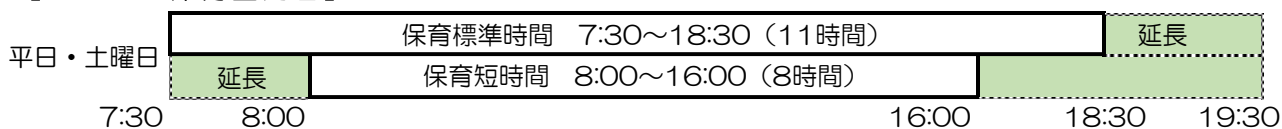
保育園名	開所時間等			
	平日開所時間	土曜開所時間	保育標準時間 (11時間保育)	保育短時間 (8時間保育)
①小口保育園	午前7:30～午後7:30	午前7:30～午後6:30	午前7:30～午後6:30	午前8:00～午後4:00
②今井保育園				
③あやめ保育園				
④川岸保育園				
⑤夏明保育園				
⑥成田保育園				
⑦みなと保育園				
⑧長地保育園				
⑨若草保育園(休園中)				
⑩西堀保育園				
⑪神明保育園				
⑫横川保育園				
⑬つるみね保育園				
⑭聖ヨゼフ保育園岡谷	午前7:30～午後7:30	平日と同様	午前7:30～午後6:30	午前8:00～午後4:00
⑮ひまわり保育園	午前7:00～午後7:30	午前7:00～午後6:30	午前7:00～午後6:00	午前8:30～午後4:30
⑯信学会東堀こども園	午前7:30～午後7:30	平日と同様	午前7:30～午後6:30	午前8:00～午後4:00
⑰さりり岡谷市民病院園	午前7:30～午後8:00	平日と同様	午前8:00～午後7:00	午前8:00～午後4:00

◆開所時間を図にすると以下の通りです

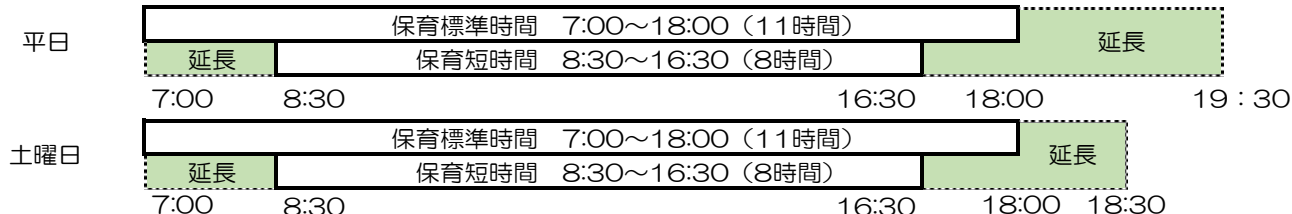
【公立保育園13園】 ※平日と土曜日と閉園時間が異なります。



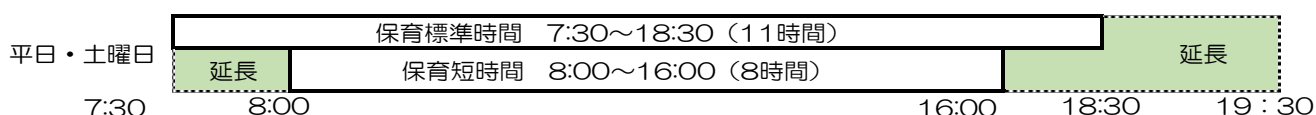
【聖ヨゼフ保育園岡谷】



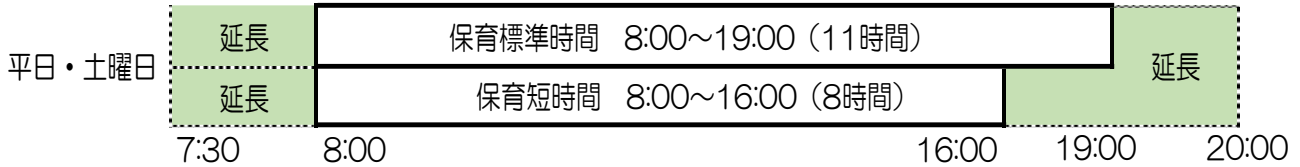
【ひまわり保育園】 ※平日と土曜日と閉園時間が異なります。



【信学会東堀こども園】



【きらり岡谷市民病院園】



※保育標準時間の11時間、保育短時間の8時間の利用時間の範囲は、各施設で定めています。
 よって、短時間認定の方が保護者の都合で、午前11時から午後7時まで8時間利用することはできません。
 定められた開所時間による利用で、それを越える部分は延長保育を利用いただくこととなります。

《概要 3》

保育園名	各種保育サービス（○が実施園）						給食対応（○が実施園）		
	未満児保育		延長保育	一時保育	子育て支援センター	休日保育	自園調理	アレルギー対応	土曜保育
	乳児保育	1・2歳児							
①小口保育園	○（6ヶ月～）	○	○				○	○	弁当持参
②今井保育園		○	○				○	○	
③あやめ保育園	○（6ヶ月～）	○	○	○	○	○	○	○	
④川岸保育園		○	○		○		○	○	
⑤夏明保育園			○				○	○	
⑥成田保育園	○（6ヶ月～）	○	○				○	○	
⑦みなと保育園	○（6ヶ月～）	○	○		○		○	○	
⑧長地保育園	○（6ヶ月～）	○	○				○	○	
⑨若草保育園（休園中）			○				○	○	
⑩西堀保育園	○（6ヶ月～）	○	○				○	○	
⑪神明保育園		○	○				○	○	
⑫横川保育園		○	○				○	○	
⑬つるみね保育園			○	○			○	○	
⑭聖ヨゼフ保育園岡谷	○（産休明～）	○	○	○			○	○	○
⑮ひまわり保育園	○（産休明～）	○	○	○	○		○	○	○
⑯信学会東堀こども園	○（6ヶ月～）	○	○				○	○	弁当持参
⑰きらり岡谷市民病院園	○（6ヶ月～）	○	○	○			○	—	○

※休日保育は、市内全体のお子さんをあやめ保育園で受け入れを行っています。

ワンポイント!

◆入園に際して、園服・帽子・かばんなど準備が必要となります。
 （入園の承諾の時に購入できます）

※園によって準備する物が違いますので、わからないことがありましたら入園の承諾時または、入園事前説明会で説明の際に、各園にお問い合わせ下さい。

◆このほか、各保育園について知りたいこと、わからないこと等ございましたら、遠慮なく子ども課または各保育園へお尋ね下さい。

2. 幼稚園・認定こども園（1号認定）

（1）幼稚園とは

幼稚園は、小学校や中学校、高校、大学などと同じように、学校教育法に定められた「学校」です。「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること」を目的としています。ただし、小中学校のような義務教育機関ではありません。小学校就学の年の満6歳になるまでのお子さんが入園できる施設です。幼稚園の教育（保育）内容は、国の「幼稚園教育要領」に定められており、これに沿い「幼稚園教諭」である幼稚園の先生が教育（保育）を行います。

（2）認定こども園の1号認定児（幼稚園部分）の生活について

1号認定（幼稚園部分）で利用するお子様については、基本の保育時間（1号認定児：6時間/日、2号認定児：8時間または11時間/日）が違うだけで、保育の内容は同一となります。1号認定（幼稚園部分）のお子様も、2号認定（保育園部分）のお子様も、同じ教室で一緒に過ごします。

（3）幼稚園・認定こども園（1号認定）へ入園できる基準

保育園と違い、家庭でお子さんを保育できない事由がなくても、幼稚園等には入園できます。
 （定員を超えるなどやむを得ない場合を除き、原則、入園が認められないことはありません）

（4）市内の私立幼稚園、認定こども園の概要

岡谷市内の3つの私立幼稚園、認定こども園のそれぞれの概要は以下のとおりです。

《概要 1》 所在地

幼稚園名	設置主体	所在地	電話	設置年月
①聖母幼稚園	(学)山崎学園	岡谷市大栄町二丁目3-26	22-5090	昭和31年3月
②ヤコブ幼稚園		岡谷市上の原262-2	22-2618	昭和39年12月
③瑞穂幼稚園	(学)瑞穂学園	岡谷市中央町一丁目8-13	22-3806	昭和41年4月
④信学会東堀こども園	(学)信学会	岡谷市長地御所二丁目1563	27-9366	平成30年3月


《概要 2》 代表者・園の目標

幼稚園名	設置者	管理者	園の目標
①聖母幼稚園	理事長 山崎 正彦	園長 有浦 明子	イエスキリストの愛の精神に基づいて、心の教育に重点をおいています
②ヤコブ幼稚園			
③瑞穂幼稚園	理事長 佐藤 梓奈	園長 佐藤 梓奈	自然保育を通して非認知能力や自己肯定感の向上、自由な発想やコミュニケーション能力を育み、子ども達の個性や感性を尊重します。
④信学会東堀こども園	理事長 小林 経明	園長 酒井 重明	特有の運動あそび、英会話あそび、音楽あそびを通して、子どもの”脳力”育むことを目標としています。

《概要 3》 運営内容

幼稚園名	通常教育時間	土曜 開園	預かり保育			通園 バス
			平日	平日預かり時間	夏・春休み	
①聖母幼稚園	午前8:40～午後3:00	なし	○	午前7:50～ 午後6:00まで	○	有
②ヤコブ幼稚園						
③瑞穂幼稚園	午前8:30～午後3:00	なし	○	午前8:00～ 午後5:30まで	○	応談
④信学会東堀こども園	平日：午前：9:00～午後3:00 土曜日：午前：9:00～午前11:00	○	○	午前7:30～ 午後7:30まで	○	なし

※①聖母・②ヤコブ幼稚園の通園バスを利用する場合、費用負担があります(月額3,000円・片道利用2,000円)



◆すべての幼稚園で夕方まで預かり保育を実施しています。土曜日は全園では開園していませんが、保育園と同様、お子さんを安心して預けられる施設としての機能も充実しています。

(5) 授業料（保育料）

○3歳児から5歳児までの授業料が無料となります。

○給食代（副食費等）、入園料等は、保護者の負担となります。

《概要 4》 料金等

幼稚園名	授業料（月額）	保護者負担の主なもの
①聖母幼稚園	無 料	入園料25,000円 給食代5,000円/月 バス代 ※利用者のみ (片道2,000円・往復3,000円/月)
②ヤコブ幼稚園		
③瑞穂幼稚園	無 料	入園料20,000円 給食1回300円 弁当持参：月・火 給食：水・木・金
④信学会東堀こども園 (1号認定)	無 料	給食代 5,180円 (主食代680円 +副食費代4,500円/月)

(6) 2歳児クラスの保育

ヤコブ幼稚園（つぼみ教室）では2歳からの受け入れを行っています。詳細につきましては園にお問い合わせ下さい。

(7) 3歳以上児の給食費（副食費）の減免について

幼稚園の給食費についても、保育園と同様の減免制度（6ページ3）があります。詳細につきましては園にお問い合わせ下さい。

(8) 幼稚園の預かり保育（長時間保育）について

預かり保育料金等

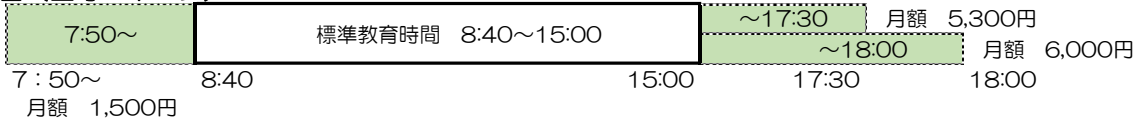
幼稚園名	利用時間	利用料	利用時間 (緊急の場合)	利用料
①聖母幼稚園	①7:50～ 8:40	1,500円/月	15:00～15:15	240円
	②15:00～17:30	5,300円/月	15:00～17:30	900円
②ヤコブ幼稚園	③15:00～18:00	6,000円/月	15:00～18:00	1,000円
③瑞穂幼稚園	①8:00～8:30	150円/30分	15:00～17:30	150円/30分
	②15:00～17:30	150円/30分		
④信学会東堀こども園	①7:30～ 8:30	1回100円/30分	7:30～8:30	100円/30分
	②15:30～19:30	1回100円/30分	15:30～19:30	100円/30分

※月額の前かり保育以外に緊急の前かり対応も行っています。

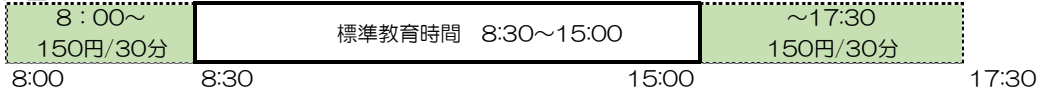
※土曜・希望保育日は金額が異なりますので園にお問い合わせ下さい。

○図にすると以下のとおりです。

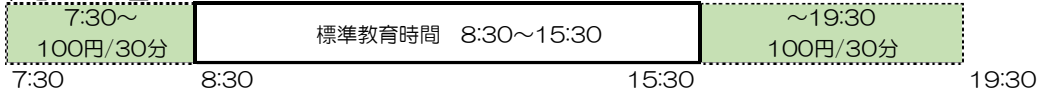
●山崎学園（聖母・ヤコブ）



●瑞穂幼稚園



●信学会東堀こども園



◆就労等の事由により「保育の必要性の認定」を受けた場合、利用実態に応じて月額 11,300 円までを上限として無償となります。

○「保育の必要性の認定」を受けるには、新たに施設等利用給付認定（2号認定）の、申請が必要となります。

○保育の必要性のない1号認定の子どもで、預かり保育を利用する場合は対象外となり、施設の定める利用料を負担することになります。

○支給額は利用日数×日割単価 450 円で算出した金額と月額利用料を比較し、少ない方が月額 11,300 円まで無償となります。詳しくは下記を参考にして下さい。

(例) 山崎学園で、早朝と夕方 18 時まで預かり保育を利用した場合

・月額利用料 1,500 円+6,000 円=7,500 円…a

・実際の利用日数 15 日×@450 円=6,750 円…b

a と b を比較して少ない額 b の 6,750 円が無償対象となり、月額利用料との差額 750 円は保護者負担となります。

※上記例のように 11,300 円の支給上限額内であっても、利用日数に応じて完全に無償とならない場合があります。

3. 認可外保育施設

(1) 認可外保育施設利用について

岡谷市には保育園、認定こども園、幼稚園のほかに利用者が委託できる託児もあります。

施設名・連絡先等	保育可能年齢	受入れ可能人数	利用時間	利用料
訪問託児ま〜む 080-6938-0905 代表者 掛川	0歳2ヶ月以上から	2名	月曜～土曜日 8:30～17:00 休日・祭日要相談	初回のみ登録料110円 1,100円(税込) / 1時間+交通費 詳しくは電話でお問い合わせ下さい。
深結助産院 090-1867-7597	0歳から3歳	3名	月曜日～日曜日 9:00～18:00 (時間外応相談)	9:00～17:00まで 1,200円/1時間 17:00以降 1,500円/1時間 詳しくは電話でお問い合わせ下さい。

◆就労等の事由により「**保育の必要性の認定**」を受けた場合、3歳から5歳(就学前)までの子どもは月額37,000円まで、市民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもは月額42,000円まで利用料が無償となります。

○公立保育園や私立保育園などの認可保育所や認定こども園等の利用ができない子どもが対象となります。

○「保育の必要性の認定」を受けるには、**施設等利用給付認定(2・3号認定)**の申請が必要となります。また、認定を受けるには、5ページ(4)記載の「**入園できる基準**」に該当する必要があります。

○無償化対象となるためには、利用される施設等が、特定子ども・子育て支援施設等として市町村から施設の「**確認**」を受けている必要があります。詳しくはご利用される施設または子ども課にお問い合わせ下さい。



4. 子育て支援サービス

(1) 妊婦一般健康診査事業

妊娠が順調に経過しているか、赤ちゃんの成長はどうかなどを確認するための妊娠中の健康診査に対して受診票を交付しています。

妊婦一般健康診査受診票は、妊娠届出時に、母子健康手帳と合わせてお渡しします。

- ◆基本健診（健康状態などの把握をします）・・・14回
- ◆追加検査（血液検査や子宮頸がん検査をします）・・・5回
- ◆超音波検査・・・4回

※受診票は長野県外の医療機関では使用できません。里帰り出産等により、県外の医療機関で健康診査を受診した場合は、受診費用の一部を助成しています。

詳しくは健康推進課までお問い合わせ下さい。

(2) 妊婦歯科健康診査

妊娠期間中に1回指定の歯科医院にて受診できる受診票を交付。

詳しくは健康推進課までお問い合わせ下さい。

(3) 産婦健康診査

出産後のお母さんのからだところの健康状態を確認する健康診査に対して受診票を交付しています。

※受診票は県外の医療機関では使用できません。里帰り出産等により、県外の医療機関で健康診査を受診した場合は、受診費用の一部を助成しています。詳しくは健康推進課までお問い合わせ下さい。

(4) 新生児聴覚検査

新生児に行う聴覚検査に対して受検票を交付しています。

※受検票は県外の医療機関では使用できません。里帰り出産等により、県外の医療機関で聴覚検査を受検した場合は、受検費用の一部を助成しています。詳しくは健康推進課までお問い合わせ下さい。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

赤ちゃんをご出産されたご家庭を、保健師が訪問させていただきます。

赤ちゃんとお母さんの健康管理や、赤ちゃんの乳幼児健診・予防接種等のご案内をいたします。

※生後20日頃に、訪問予約のためのご連絡をさせていただきます。

詳しくは健康推進課までお問い合わせ下さい。

(6) 授乳・育児相談等事業

出産後、赤ちゃんが母乳を十分に飲めているのか心配な時や乳房が張ってしまい困る時、赤ちゃんの育児で何かお困りのことがある時などに、医療機関や助産所で、助産師による相談を受けることができます。

- ◆費用の一部を公費負担いたします（1回 2,000 円を上限とし、出産後1年半までの間に3回利用できます）。

詳しくは健康推進課までお問い合わせ下さい。

(7) 産後ケア事業（短期入所型・通所型）

産後のからだの回復に不安がある方、育児に不安がある方が、病院等に滞在して心身のケアや育児のサポートを受けることができます。（生後1年未満まで）

詳しくは健康推進課までお問い合わせ下さい。

(8) 産後ママサポート事業

出産後、育児・家事などを手伝ってくれる方がいないご家庭に、支援者を派遣し育児・家事援助を行います。詳しくは、健康推進課までお問い合わせ下さい。

- ◆援助内容・・・沐浴・授乳・おむつ交換などの育児支援、調理などの家事援助
- ◆利用基準・・・出産後3ヵ月未満の間で40時間以内
※多胎出産の方は、お子さんが1歳になるまでの100時間以内
- ◆利用料金・・・1時間300円
※生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料
詳しくは健康推進課までお問い合わせ下さい。

(9) 一時保育事業

保護者の皆さんの就労形態の多様化による一時的な保育や保護者等の疾病などによる緊急的な保育に対応するため、乳幼児を、保育所、幼稚園、認定こども園等で一時的に預かるサービスです。

サービスを実施している保育園は次の5園です。子ども課又は各保育園にある申請書に必要事項を記入して、直接利用する保育園へ提出して下さい（私立保育園は、直接お問い合わせ下さい）。

※初めて利用される際は、保育園で面談を行います。

※定員の状況により、受入れできない場合があります。事前に各園にお問い合わせ下さい。

- 公立保育園における一時保育は「一時保育実施要綱」に基づき、3つの目的により利用できます。

- I 臨時保育 … 労働、職業訓練、就学等の理由により週3日程度、断続的に利用
- II 緊急保育 … 傷病、災害、事故、出産、看護、介護、里帰り出産等の緊急時
- III 私的利用 … 年12回を限度に育児の心理的・肉体的負担の解消

※ご利用の際は、直接利用する保育園にお問い合わせ下さい。

- 対象児童：岡谷市内に居住し、就学前の児童で生後6ヶ月以上の児童

- 本市での実施施設は以下のとおり

	保育園名	対象児童	利用時間	利用料金（1時間あたり）	給食代
公立	あやめ保育園	生後6ヶ月～ 就学前まで	8:00～ 16:00	3歳未満児 330円 3歳以上児 160円	未満児 350円 以上児 210円
公立	つるみね保育園	生後6ヶ月～ 就学前まで	8:00～ 16:00	3歳未満児 330円 3歳以上児 160円	
私立	聖ヨゼフ保育園岡谷	生後2ヶ月～ 就学前まで	8:00～ 16:00	3歳未満児 400円 3歳以上児 200円	食事 350円 おやつ 50円
私立	ひまわり保育園	生後2ヶ月～ 就学前まで	7:00～ 18:30	3歳未満児 400円 3歳以上児 200円	食事 250円 おやつ 50円
私立	きらり岡谷市民病院園	生後6ヶ月～ 3歳未満児まで	8:00～ 17:00	3歳未満児 4時間以内 1,200円 8時間以内 2,400円 8時間以上 1時間につき 500円	食事 400円 おやつ 50円

（10）病児・病後児保育事業

お子さんが病気または病気回復期にあり、保護者の労働等により家庭で保育を受けることが困難な、生後6ヶ月から小学校3年生まで（岡谷市内に住所がある場合は小学校6年生まで）のお子さんを一時的にお預かりし、保護者の子育てと仕事の両立を支援するサービスです。この事業は、山崎医院に併設の「キッズケアルーム・のあ」で実施しています。

◆対象児童

- ① 諏訪6市町村に住所がある生後6ヵ月から小学校3年生まで（岡谷市に住所がある場合は小学校6年生まで）のお子さん。諏訪6市町村に住所がなくても、保護者が市内事業所に就業している場合は利用できます（生後6ヵ月から小学校3年生まで）。
- ② 病気または病気回復期であり、病院等で入院する程ではないが安静にしている必要があるお子さんで、保護者が仕事や疾病等により、家で育児ができないこと。
- ③ 対象となる病気は、感冒（かぜ）、へんとうせん炎、下痢などお子さんが日常かかる疾病や、風疹、水痘、麻疹などの感染性疾患、ぜん息などの慢性疾患、その他の疾患で医師が受け入れ可能と判断した場合となります。

◆利用について

- ① ご利用にあたり、事前に登録をしていただく必要があります。利用の予定のある方は、山崎医院・岡谷市役所子ども課窓口で、「岡谷市病児・病後児保育利用登録票」により登録をお願いします（登録は無料。登録票は岡谷市役所子ども課・山崎医院にあります）登録の際は、予防接種や感染症歴などを記入していただくため、母子手帳をお持ち下さい。
なお、諏訪6市町村に住所がない方は、保険証、社員証、給与明細書など勤務先住所の確認できるものをお持ち下さい。
- ② 登録後、利用を希望される日の前日の午前9時から午後6時までの間に山崎医院（0266-22-3287）へ電話をしていただき、住所、氏名、症状を伝えて利用の予約をして下さい。
利用日当日の受付も行う予定ですが、その場合は、利用状況を見て判断します。
翌週の月曜日分については、前の週の土曜日午前9時～12時まで（第2、第4土曜日の場合、前の週の金曜日午前9時～18時まで）に予約をお願いします。

- ③利用前に山崎医院でお子さんの診察を受けていただき、利用の可否を決定します。
- ④**利用定員は1日4人**までです。定員を超えた場合には利用をお断りしますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤お子さんを診察の上、下のいずれかに該当する場合は、利用をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (1) 症状が重く、入院・加療の必要があるとき。
 - (2) 感染症であり、感染のおそれがあるとき（状況によります）。
 - (3) 定員を超え、病児・病後児保育の実施体制の維持が困難であるとき。
 - (4) (1)～(3)の他、病児・病後児保育の利用を不相当と認めたととき。

◆利用日時について

利用日・利用期間	利用時間
月曜日 ～ 金曜日 ※医院の休診日は利用できません。 ※土・日曜日、祝日は利用できません。 ※お盆（8/13～16）、年末年始（12/29～1/3）につきましては、利用できません。 ※連続利用の場合は原則7日以内（上記休日を除く）です。	午前8時30分 } 午後5時30分

◆利用料について

- ・岡谷市にお住まいのお子さんは無料です。
 - ・岡谷市以外にお住まいのお子さんの利用料は、1日1,440円です。
（下諏訪町にお住まいの方は、補助制度があります。詳しくは下諏訪町にお尋ね下さい。）
- ※必要に応じて与薬などの実費をいただくことがあります。

（11）休日保育事業

日曜日や国民の祝日などに、保護者の就労等の理由により、お子さんを保育できない場合に利用できる保育サービスです。※ご予約は、利用日の一ヶ月前からお申込み可能となります。

申込みは子ども課までお願いします。

- ◆実施場所： あやめ保育園（湖畔1-10-3 Tel.22-2680）
- ◆対象児童： 市内在住の生後6ヶ月から就学前までのお子さん
- ◆利用時間： 午前8時から午後7時まで
- ◆利用料： 3歳未満児 1時間330円
3歳以上児 1時間160円

(12) 子育てパパ・ママリフレッシュ事業

保護者の心身のリフレッシュを支援するため、乳児の保護者が無料で、一時保育や休日保育を利用できるサービスです。

対象となる家庭には、市が実施する麻疹・風疹の予防接種の通知とともに、利用券をお送りしています。(2歳の誕生日を迎えるまでの間、1回の利用ができます)

- ◆実施場所： あやめ保育園で実施する一時保育・休日保育
つるみね保育園で実施する一時保育
- ◆対象者： 市内在住の1歳以上2歳未満のお子さんのある家庭
- ◆利用時間： いずれも午前8時から午後4時まで
- ◆申請方法： 利用日の前月の初日から遅くとも2週間前までに、市役所子ども課へ
- ◆持ち物： 利用券

(13) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流、育児相談などの場として、イルフプラザ4階の「子育て支援館こどものくに」と、市内4箇所の保育園に「子育て支援センター」を設置しています。

◎「子育て支援館 こどものくに」

大型の遊具を設置しているほか、あそびの広場やハイハイコーナー、絵本コーナーなどがあり、年間を通して多くのイベントや行事を開催しています。

また、スタッフ全員が保育士、看護師、栄養士いずれかの資格を持っていますので、様々な相談に応じています。

- ◆開館時間： 午前9時30分から午後5時30分まで
 - ◆開館日： 毎月第2火曜日と年末年始を除き、毎日開館しています
 - ◆対象者： 0歳から3歳までのお子さんとその保護者
 - ◆入館料： 無料(ただし、登録カード実費として1年につき200円かかります)
- ※お問い合わせは、こどものくに(Tel24-8403)または子ども課までお願いします。

◎「子育て支援センター」

最寄りの各地域の保育園内に設置されています。家庭的な雰囲気のもと、専任の保育士等が季節の制作や、水あそび、絵本の読み聞かせ、相談などの対応をしています。

- ◆開設場所： あやめ保育園、川岸保育園、みなと保育園、ひまわり保育園
- ◆開館日： 原則、保育園の開園日(土日、祝日を除く)
- ◆対象者： 0歳から3歳までのお子さんとその保護者
- ◆入館料： 無料
- ◆開館時間： ひまわり保育園 … 午前9時30分から午後2時30分
その他の3園 … 午前9時から午後2時

※お問い合わせは、各保育園までお願いします。

ワンポイント!

子育て中の親子の交流の場として、多くの方にご利用いただいています。ママ友づくりの場ともなっていますので、遠慮なく足を運んで下さい。

(14) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者が疾病等により、一時的にお子さんを家庭で養育できなくなったとき、お子さんを児童養護施設で、宿泊預かりするサービスです。宿泊は原則、7日以内としています。

- ◆利用理由： 妊娠中や産後間もないとき、病気療養、家族の看護、育児疲れなど
- ◆対象児童： 市内に在住する概ね1歳から15歳までの児童
- ◆預り施設： 児童養護施設『つつじが丘学園』（岡谷市川岸上四丁目）
児童養護施設『たかずやの里』（伊那市東春近7000番地）
『松本赤十字乳児院』（松本市元町3丁目）
- ◆利用料金： お子さんの年齢や世帯の所得によって決定します
例：市民税課税世帯の場合 2歳未満…5,350円/1泊
2歳以上…2,750円/1泊
- ◆利用申込： 子ども課窓口で申請して下さい。

(15) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を依頼したい方（依頼会員）と、育児の援助を提供できる方（提供会員）をそれぞれ会員として登録して、会員間の育児の相互援助活動を支援する事業です。

一時的にお子さんを預かってもらいたい場合に、依頼会員として登録いただければ、提供会員が預かるサービスです。

- ◆利用理由： 保育園や学童クラブの終了後に預けたい場合、冠婚葬祭や学校行事などで預けたい場合、保護者の疾病や通院、買い物など一時的に預けたい場合など。
 - ◆利用対象： 市内在住の生後3ヶ月から概ね12歳までの児童
 - ◆預り場所： 原則として提供会員のご家庭
 - ◆利用料金： 月曜日から金曜日の午前8時から午後6時 700円/1時間
上記の時間以外及び土・日曜日や祝日 800円/1時間
- ※問い合わせ先 岡谷市社会福祉協議会（Tel24-2121）までお問い合わせ下さい。

(16) 学童クラブ事業

保護者が就労等により昼間、家庭にいない児童に対して、授業の終了後に小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

- ◆利用理由： 保護者が就労等で日中不在の場合、病気・障がいのある場合、家族の介護・看護をしている場合、妊娠・出産の場合など
- ◆利用対象： 市内小学校の1年生から6年生までの児童
- ◆設置場所： 市内すべての小学校
- ◆開設時間： 学校の登校日 下校時から午後6時45分まで
学校の休業日 午前7時45分から午後6時45分まで
- ◆休業日： 日曜日、祝日、お盆、年末年始
- ◆利用料金： 次の表のとおり

※このほか、障がい児学童クラブ「ひかりクラブ」があります。

※詳細は教育総務課までお問い合わせ下さい。



階層	区 分	学校の登校日 (月額)	学校の休業日 (日額)
第1	生活保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円
第2	前年度分の市町村民税非課税世帯	900円	600円
第3		上記のうち母子世帯等 である世帯	0円
第4	前年度分の市町村民税所得割非課税世帯	2,300円	600円
第5		上記のうち母子世帯等 である世帯	2,000円
第6	前年度分の市町村民税課税世帯	3,500円	600円

※利用料のほかに、保険代、おやつ代の実費負担があります

(17) 発達支援事業

① 子ども発達支援センター

身体やこころ、ことばの成長・発達に心配がある乳幼児や保育園児が保護者とともに通園し、遊びや生活の体験、友だちとの交流を通して、楽しいことや出来ることを増やし1人ひとりのペースで育つことを支援する施設です。専任の保育士による指導のほか、小児科医や作業療法士、言語聴覚士などによる専門の指導も実施しています。

◆開館時間：午前8時30分から午後5時15分

◆通園支援：午前9時30分から午後3時

◆休園日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始

※お問い合わせは、子ども発達支援センター（TEL22-1307）または子ども課までお願いします。

◎ことばの教室

ことばの発達の遅れや、発音やリズム等に心配なお子さんを対象に、言語聴覚士による教室を実施しています。

◆対象者：就学前のお子さんで、原則医療機関等で訓練を受けていない方

◆開催日等：月15～16回、午前9時30分から午後2時40分の間で開催しています。

※1回40分のマンツーマン方式となることから予約制となっています。

お問い合わせは、子ども発達支援センター（TEL22-1307）までお願いします。

◎「ほっぴ・すてっぴ・じゃんぷクラス」

保育園や幼稚園等に通っている年齢の子どもたちが通える教室です。小集団で遊びながら子どもたちの力を伸ばすほか、お母さん方の子育ての心配や悩みを一緒に考えます。

◆利用対象：保育園・幼稚園・認定こども園：年少、年中、年長児

◆開設日：年少：第1・3水曜日 午前9時から午後3時（※10月から開設）

年中：第2・4金曜日 午前9時から午後3時

年長：第1・3金曜日 午前9時から午後3時

※祝日になる場合は、開設日が変動します。

◆利用申込：子ども発達支援センターまたは各保育園で申請して下さい。

② フォロー教室（あそびの教室・のびのび教室）

親子で楽しく触れ合い、お子さんの成長に合わせた遊び方をサポートする教室です。

“話すことばが少なくて心配”、“子育てに自信がない”などの心配にも、保健師、保育士、心理士、作業療法士などの専門のスタッフが相談に応じています。

- ◆あそびの教室：来入園児を対象としたクラスです。月に2回、保健センターで午前中に開催しています。
- ◆のびのび教室：1～2歳児を対象としたクラスです。月に1回、保健センターで午前中に開催しています。

※お問い合わせは子ども課までお願いします。





《お問い合わせ》

岡谷市健康福祉部 子ども課

TEL 0266-23-4811

内線 1227・1261・1264

メール kodomo@city.okaya.lg.jp